

株式会社文藝春秋
代表取締役 中部嘉仁様
同社「週刊文春」編集部
柏木貴弘様
(FAX03-3234-3964)

通 知 書(記事の削除と謝罪の申し入れ)

令和5年6月17日
通 知 人 鈴 木 章 浩
東京都千代田区平河町1丁目1番1号
平河町コート303号
橋爪・岩佐・大胡法律事務所
上記代理人弁護士 橋 爪 雄 彦

同弁護士 大 胡 誠



冠省 当職らは、都議会議員鈴木章浩氏(以下「通知人」)の代理人として、貴社及び柏木貴弘記者(以下「柏木記者」)に対し、以下のとおり通告します。

記

- 1 貴社は、その運営する WEB サイト「文春オンライン」に2023年6月15日11時15分付けで、「『たいしたことないだろ!』補選で当選したばかりの自民党・鈴木章浩都議に発覚した人身事故<被害者が告発>」と題する見出しに続けて、①「『警察を呼びましょう』と呼びかける A さんに対して、…『はあ?警察?たいしたことないだろ!』」、②「警察官に『連絡先交換しましたか?』と訊ねられた鈴木氏は、『しました』と平然とウソをつきました」、③「事故当日、鈴木氏から一切謝罪の言葉はありませんでした」、④「鈴木氏が人身事故ではなく、あくまで誘因事故であるとの主張に変えてきた」、「警察からは『(誘因事故ではなく)人身事故です』と聞いていた」、⑤「鈴木氏の携帯を鳴らしたが応答はな(かった)」などと、あたかも事故後の通知人の対応が不誠実であったかのような記事(以下「本件記事」)を掲載しました。

しかし、そもそも、通知人が、被害者に、「はあ?警察?たいしたことないだろ!』と言った事実(①)はなく、また、通知人は、事故直後、被害者の求めに応じて連絡先を示しており、警察に「平然とウソをついた」事実(②)もありません。さらに、通知人は、事故現場で、被害

者に謝罪をしており、被害者に「一切謝罪の言葉が(なかった)」事実(③)も虚偽である上、事故後の示談交渉において、通知人またはその代理人が、「人身事故」としての対応を変えた事実(④)もありません。また、柏木記者から、携帯電話に連絡があった際も、通知人は1分後には折り返しの電話をかけており、「(通知人の)携帯を鳴らしたが応答はな(かった)」旨の事実(⑤)も事実を著しく歪曲して伝えるもので、本件記事は全体を通じて虚偽であって、通知人の社会的評価を低下させたと言うほかありません。

- 2 貴社が報じた、上記①乃至④の事実の裏付けは、本件記事を見る限り、被害者の供述のみのようです。しかし、柏木記者からのメールでの質問に対して、通知人は、上記①、③、④の事実について、明確に真実ではない旨を回答しています(なお、②について、通知人は取材すら受けていません。)。しかるに、被害者の供述を鵜呑みにして、記事にする貴社の取材が不十分なのは明白です。
- 3 このような一方的な被害者の供述のみが記載された本件記事を読んだ一般読者が、通知人の事故後の対応があまりに不誠実であったと誤解するのは明らかであり、実際に、通知人の下には誤解を受けた人からの抗議が来ています。
- 4 以上のとおり、本件記事は、事実無根の虚偽記事であるから、通知人は、貴社に対して、直ちに本件記事を削除するとともに、上記 WEB サイトに謝罪文を掲載するよう強く求めます。この要求を拒否される場合、被害者の供述のほかに上記①乃至④の事実を裏付ける独自の取材結果があるのであれば、それを説明してください。貴社が公正な報道をしている説明責任を読者にきちんと果たされることを望みます。
- 5 この通知内容に対し、令和5年6月22日午後5時までに、貴社の対応について、当職らに文書(当職ら事務所宛のFAX返信も可:FAX03-5211-5595)で返答されるよう求めます。誠意ある対応が見られないときは、法的措置を含めた対応を検討せざるを得ないことを申し添えます。

以上

DocuCentre-VII C5573

モニターレポート (ファクス)

G3-ID
自局名
発信元名

ハツメイサ イコネリツム
橋爪・岩佐・大胡法律事務所

日時：2023/06/17 19:13
ページ：1 (最終)

原稿は、送信完了しました。
原稿サイズ A4

株式会社文藝春秋
代表取締役 中部嘉仁様
同社「週刊文春」編集部
柏木貴弘様
(FAX03-3234-3964)

通 知 書(記事の削除と謝罪の申し入れ)

令和5年6月17日
通 知 人 鈴 木 章 浩
東京都千代田区平河町1丁目1番1号
平河町コート303号
橋爪・岩佐・大胡法律事務所
上記代理人弁護士 橋 爪 雄 彦
同弁護士 大 胡 誠

冠省 当職らは、都議会議員鈴木章浩氏(以下「通知人」)の代理人として、貴社及び柏木貴弘記者(以下「柏木記者」)に対し、以下のとおり通告します。

記

- 1 貴社は、その運営する WEB サイト「文春オンライン」に2023年6月15日11時15分付けで、『「たいしたことないだろ!」補選で当選したばかりの自民党・鈴木章浩都議に発覚した人身事故<被害者が告発>』と題する見出しに続けて、①『「警察を呼びましょう」と呼びかける A さんに対して、…「はあ?警察?たいしたことないだろ!」』、②『「警察官に「連絡先交換しましたか?」と訊ねられた鈴木氏は、『しました』と平然とウソをつきました』、③『「事故当日、鈴木氏から一切謝罪の言葉はありませんでした」』、④『鈴木氏が人身事故ではなく、あくまで誘因事故であるとの主張に変えてきた』、⑤『「警察からは『誘因事故ではなく」人身事故です』と聞いていた』、⑥『鈴木氏の携帯を鳴らしたが応答はな(かった)」などと、あたかも事故後の通知人の対応が不誠実であったかのような記事(以下「本件記事」)を掲載しました。
- しかし、そもそも、通知人が、被害者に、「はあ?警察?たいしたことないだろ!』と言った事実(①)はなく、また、通知人は、事故直後、被害者の求めに応じて連絡先を示しており、警察に「平然とウソをついた」事実(②)もありません。さらに、通知人は、事故現場で、被害

No.	文書番号 相手	開始時刻	所要時間	ページ数	モード	通信内容	通信結果
1	0867 81332343964	6-17:19:12	44秒	2/2	ECM		良好